

障害者活躍推進計画（最上町教育委員会）令和2年4月1日

機関名	最上町教育委員会
任命権者	最上町教育長
期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
最上町（長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>最上町教育委員会においては職員総数が70人程度の小規模な機関でありこれまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>職員の中には障害者が若干名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○ 在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。</p>
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として町長部局の推進者である総務課長に委任する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○ 相談窓口への相談のほか人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○ なお、措置を講じる際には障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○ 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 ・特定の就労支援施設からの受け入れに限定すること。
4 その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。